

70歳以上

特殊詐欺等被害防止対策機器設置 事業補助金

高齢者を狙った特殊詐欺等の被害を未然に防ぐための機器を購入する方に対し、補助事業を実施します。

補助対象者 ※①から③のすべてを満たす個人です。

- ① 市内に住所を有すること
- ② 申請時において補助対象者と同一の世帯に満 70 歳以上の者が含まれていること
- ③ 市税を滞納していないこと

※補助金の交付は 1 世帯につき 1 回に限ります。

補助対象機器 ※①から④のすべてを満たす機器。

- ① 事前に登録していない電話番号からの着信に対し注意を促す機能を有すること
- ② 着信の相手に対し、録音を行う旨の応答を自動的に行う機能を有すること
- ③ 補助対象者が現に居住する住宅に設置するものであること
- ④ 市内業者から購入するもの

補助金額

購入費及び設置に要する費用の 5 分の 4 以内の額で、20,000 円を上限とします。

(100円未満端数切捨て)

お問い合わせ先

備前市役所 危機管理課危機管理係

☎0869-64-1876

(裏面もあります)

補助金の申請から交付までの流れ

※事前申請が必要です。

①備前市内の事業者から購入予定の機器の機能が記載されているカタログ等と見積書(設置費用を含んだ額)をもらってください。

(注意:補助対象機器に該当するか確認をしてください。)

②補助金交付申請書等を危機管理課危機管理係へ提出します。

【提出書類】

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 購入する機器のカタログ等の写し
- ③ 見積書の写し

③審査後、補助金交付決定通知書を郵送します。

④見積どおりに機器を購入し、業者から領収書と保証書をもらう。

⑤実績報告書等を危機管理課危機管理係へ提出します。

【提出書類】

- ① 実績報告書(様式第6号)
- ② 交付請求書(様式第8号)
- ③ 領収書(写)
- ④ 保証書(写)その他機器品番がわかるもの(写)
- ⑤ 補助金の振込先金融機関の口座が確認できる通帳等の写し

**※振込先がわかるもの
(通帳等)をご持参ください**

⑥補助金が指定口座に振り込まれます。

(表面もあります)